

1年単位の变形労働時間制 教職員の働き方はもっと大変に！？

变形労働時間制って何？

忙しい時期とそうでない時期がはっきりしている職場において、労働時間が平均で週40時間になることを条件に、忙しい時期の所定の労働時間を1日10時間まで延長することを認める制度。「労働時間を短縮することを目的とするもの（1988.1.1労働省通知）」です。



それなのに労働時間短縮にならない？

「この制度を導入することで、日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものとは考えておりません」

(2019.11.13 文科省の衆院での答弁)

学校に導入されるとどうなるの？

文科省は、学校行事で忙しい4、6、10、11月の計13週で所定の勤務時間を週3時間延ばし、その分（計39時間）を夏休み中の8月に5日程度の休暇として振り替えるといったケースを想定しています。

今、学校の勤務時間は1日7時間45分ですが、それが8時間45分になります。今の勤務時間が8時15分から16時45分までの場合、労働時間が8時間を超えるため、休憩時間が今の45分から60分に延びるので、勤務の終了は18時になります。

本当に夏休みに休めるの？

夏休みも保護者面談や補習、部活動、出張、研修、プール指導、体験入学などがあり、**みんなで一斉に休みが取れるような状態ではありません**。夏休みを短縮する市もあります。中体連の大会で勝ち進めば、ほとんど休みは取れません。文科省の調査でも、8月に時間外勤務があります。

この制度を導入しなくても、年休や厚生休暇を使えば自分の都合に合わせて休みがとれます。

保育園のお迎えに間に合うの？

「育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用する」とされましたが、どこまでが対象とされ、どのような「配慮」がなされるかは不透明です。



授業や部活、会議などが長くなるの？

勤務時間の延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないこと、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間（例えば16:45）内で行うことが、歯止めとして付帯決議等に盛り込まれました。



本当に歯止めになる？

そもそも給特法によって、教員に時間外勤務を命じることはできないはずですが、勤務時間外に膨大な業務があるのが実態です。今でも勤務時間内に会議が終わらないことがあるのに、所定の勤務時間内で終わるための具体的な手立ては何ら示されておらず、実効性のある歯止めになるか、甚だ疑問です。

「配慮」されても・・・

勤務時間の配慮がされても業務量が減るわけではありません。持ち帰り仕事が増えることにもなりかねません。また、会議などが長引いた場合に、帰りづらくなるケースも出てくるのではないのでしょうか。

希望する人だけやれば良いのでは？

そもそも1年単位の变形労働時間制を導入するためには、使用者と労働者の（過半数）代表が労使協定を締結するようになっており、個人ごとに契約するものではありません。個人で出退勤時刻や労働時間を選択できる「フレックスタイム制」とは全く異なるものです。

私たちは1年単位の变形労働時間制導入に反対です

山口県教職員組合

ご意見ご感想をお寄せください。

753-0072 山口市大手町2-18 県教育会館 4階

TEL:083-922-1214 FAX:083-925-0299 Email:kenkyoso-ymg@alpha.ocn.ne.jp

変形労働制じゃなく「せんせい ふやそう」 勤務時間記録をその根拠に！

なぜ今、変形労働時間制なの？

教職員の異常な時間外労働は、社会的な問題となっています。こうした中、文科省は「働き方改革」について中央教育審議会（中教審）に諮問し、そこで議論が進められてきました。

中教審では、教職員定数の改善や残業代の支給なども議論されましたが、「政府や財務省は少子化の中、教員定数の削減に向けて、すでにかじを切っている。消費税増税分は幼児教育や高等教育に向けるとし、これ以上を教育に割くことに強い抵抗を示した」（小川正人放送大学教授・元中教審副会長 2019. 5. 7日本教育新聞）ため、唐突に1年単位の変形労働時間制が持ち出されたのです。

変形労働時間制は、民間では残業代を減らすために活用されています。学校現場に導入された場合、時間外労働が見かけ上だけ減って、今の働き方がそのまま放置されるおそれがあります。

どのような手続きで導入されるの？

民間では労使協定が必要ですが、公立学校では、県条例で定められます（これも問題あり）。国会答弁によれば、小・中学校で導入するまでには以下の流れが想定されます。

- ①各学校で検討し、市町教育委員会と相談
- ②市町教育委員会の意向を踏まえた県教育委員会が条例案を作成
- ③県議会で成立
- ④学校の意向を踏まえ、市町教育委員会が、導入する学校、勤務時間の配分や対象となる教職員などの具体的な導入の仕方を決定する

2020年の年末頃までにこの手続きを進め、2021年度からの導入が狙われています。

一方、条例をつくらないことや条例ができて学校に強制しないことなどが国会審議で確認されています。

学校でおおいに議論し教職員の意思を示しましょう。

今の働き方を改善するために何ができる？

まずは、勤務時間を正しく測ろう

山口県教委は、「時間外業務時間」を減らすことを業務改善の目標としているため、時間外の実態を正しく計測し記録することが、「上から下りてくる不要不急の仕事を減らす」ということにつながります。

休日に出勤して仕事をした時間についても正確に記録してください。県教組は、「休日の業務時間も正しく記録すべきもの」ということを県教委・市町教委と確認しています。

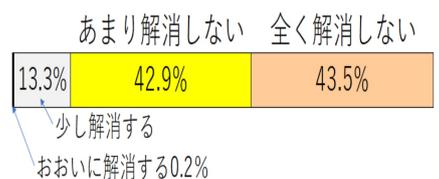
また、1年単位の変形労働時間制は、時間外の上限【月45時間、年360時間】を遵守することが導入の前提とされているため、正確に時間を記録しておくことが重要です。

持ち帰り仕事や休憩時間の取得状況もメモしておこう

山口県の業務時間記録では、持ち帰り仕事の時間はカウントされず、休憩時間も一律に45分間とったことにされています。しかし文科省通知では、「持ち帰り仕事の実態がある場合には・・・その実態把握に努める」、休憩時間については「実際に休憩した分の時間」とすることが示されています。実態をメモなどに残しておきましょう。

教職員は「1年単位の変形労働時間制」に期待してない
(県教組2020春闘アンケート 520名)

Q. 変形労働制で長時間過密労働は解消すると思いますか？



余剰時数を見直そう

文科省は、2019年3月以降、たびたび通知を出し、インフルエンザ等に備えて標準時数を大きく上回って教育課程を編成する必要がないこと、学校行事を積極的に授業としてカウントすることなどを示しています。こうした通知を活用して週時数などを見直し、勤務時間内に仕事ができる時間をつくりましょう。

私たちは1年単位の変形労働時間制導入に反対です
山口県教職員組合

ご意見ご感想をお寄せください。

753-0072 山口市大手町2-18 県教育会館 4階

TEL:083-922-1214 FAX:083-925-0299 Email:kenkyoso-ymg@alpha.ocn.ne.jp